

日田市規則第7号

日田市総合計画の推進に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月26日

日田市長 原 田 啓 介

日田市総合計画の推進に関する規則の一部を改正する規則

日田市総合計画の推進に関する規則（昭和45年規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略であって、本市が定めるものをいう。</u>	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略

第7条 略

(総合戦略の策定)

第8条 総合戦略の期間は、5年を基本とし、この期間を経過するごとに更新するものとし、総合計画との整合性を図りつつ策定するものとする。

2 総合戦略は、市長の指示に従い、各部門が作成した計画案を企画振興部長が調整して原案を作成し、市長が決定する。

3 市長は、総合戦略を決定しようとするときは、日田市総合計画審議会に諮問し、その答申を得るものとする。ただし、実施計画、毎会計年度の歳入歳出予算について当初となる予算等との整合性を図るために総合戦略に変更を加えるときは、この限りでない。この場合において、市長は、第11条の規定により日田市総合計画審議会に総合戦略の変更について報告し、その意見を求めるものとする。

4 企画振興部長は、総合戦略が決定したときは、速やかに部長等にこれを送付しなければならない。

(計画の実施)

第9条 総合計画及び総合戦略に定められた事務、事業は、これを実現するように努めなければならない。

第7条 略

(計画の実施)

第8条 総合計画に定められた事務、事業は、これを実現するように努めなければならない。

(総合計画に関する事務、事業の報告等)

第10条 部長等は、総合計画に関する事務、事業について、その進捗状況を企画振興部長を経て、市長に報告しなければならない。

2 略

(総合戦略に関する事務、事業の進行管理等)

第11条 市長は、総合戦略に関する事務、事業の進捗状況その他必要な事項を日田市総合計画審議会に報告し、その意見を求めるものとする。

(参考資料等の送付)

第12条 部長等は、総合計画及び総合戦略に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したときは、速やかに企画振興部長に送付するものとする。

2 略

(庶務)

第13条 総合計画及び総合戦略に関する庶務は、企画振興部地方創生推進課において処理する。

(委任)

(総合計画に関する事務、事業の報告等)

第9条 部長等は、総合計画に関する事務、事業について、その進捗状況を企画振興部長を経て、市長に報告しなければならない。

2 略

(参考資料等の送付)

第10条 部長等は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したときは、速やかに企画振興部長に送付するものとする。

2 略

(庶務)

第11条 総合計画に関する庶務は、企画振興部地方創生推進課において処理する。

第14条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u>	
--	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。